

# 岐阜県公報

号外(一) 令和三年三月二十五日

## 目次

### 人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会) 二二

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 七

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 七

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 八

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 八

岐阜県人事委員会職制規則の一部を改正する規則 (同) 九

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則 (同) 一〇

岐阜県職員の再任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一〇

岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一〇

岐阜県職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一一

岐阜県職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一一

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一一  
岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 一一

人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第四号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定により」を「規定による」に改め、同条第二項中「前項の書面（以下「要求書」という。）には、左の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）が記名押印して」を「措置の要求をしようとする職員（以下「要求者」という。）は、前項の書面（以下「要求書」という。）に、次に掲げる事項を記載し、「」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「及び所属部局、」を「住所、所属部局及び」に改め、同条第三項中「前項の記載事項」を「前項各号に掲げる事項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。  
第六条中「第四十一条第一項」を「同規則第四十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則

給与の支払監理等に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「押印等を」を「必要な記録を適宜の方法で自ら」に改める。  
第十四条の二の見出し中「の押印」を「への現金受領の表示」に改め、同条中「口座振込」を「口座振込み」に、「の受領に係る押印をしなければ」を「を受領した旨を示さなければ」に改める。

第十六条中「あたつて誤記」を「当たつて誤記を」に、「した者が押印」を「の訂正をした者を確認することができるように」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「そのつと」を「その都度」に、「うえ」を「上」に、「押印する」を「確認し、当該時間外勤務等命令簿又は宿日直勤務命令簿にその旨を示す」に改め、同条第二項中「つと」を「都度」に、「うえ」を「上」に、「押印する」を「確認し、当該管理職員特別勤務実績簿にその旨を示す」に改める。

第七十五条第一項第十六号中「第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第一号」に、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「養子縁組里親として」に改める。

「 印」 印

- 「 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で22歳の年度末を超えた者を除く。)
- 「 1 新たに職員となった (行政職 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
- 2 行政職 9 級職員等から行政職 9 級職員等以外の職員となった (子以外の扶養親族がある場合に限る。)
- 3 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (行政職 9 級職員等にあつては、子に限る。)
- 4 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある (子、孫及び弟妹で満22歳に達した日以後の最初の年度末を経過した者を除き、行政職 9 級職員等にあつては、子に限る。)

「2又は3」 又「3又は4」 「死亡」 又「死亡、就職、離職」 「氏名

印」 又「氏名」 取扱者印 取扱者確認

「 職氏名印」 又「 職氏名」 「氏名」

「 印」 又「 印」 「除く」

「 取扱者印」 又「 取扱者確認」 「氏名」 印」 又「氏名」

「 氏名」 印」 又「氏名」 「氏名」

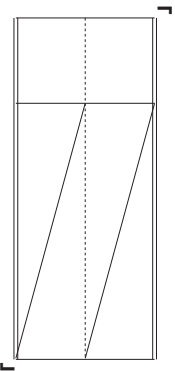
取扱者印	支給月
1	2
2	3
3	4
4	5
5	6
6	7
7	8
8	9
9	10
10	11
11	12

「 氏名」

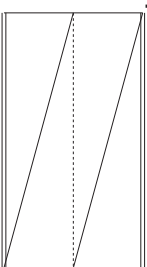
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

「 月」 (支給月に 印を付す) (毎月の場合は省略可)

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12



1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12



1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

「1」 2 「3」 4 「5」 6 「7」 8 「9」 10 「11」 12

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

「1」

「2」

取致者 認 印	支 給 月 月 (支給月に 印を付す) (毎月の場合 は省略可)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
------------	---	-------------------------------

支 給 月 月 (支給月に 印を付す) (毎月の場合 は省略可)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	取致者 認 印
---	-------------------------------	------------

「1」

「2」

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

「1」

「2」

「氏名」

取致者 認 印	備 考
------------	-----

備 考
-----

印」や「氏名」

」

や

」


№。

「4 配偶者と同 5 その他 ( 印」や「氏名」

「1 異動直前の居住状況等」や「1 異動直前の居住状況等 (届出の理由が

「1 新規」以外の場合は、記入不要)」や「2 現在の居住状況等」や「2 現在の居住状況等 (届出の理由が「4 配偶者と同居)」の場合は、記入不要)」

印」や「氏名」

」

取致者 認 印
------------

取致者 確 認
------------

」

「理由の1のみ」や「理由の1のみ」や「4に」や「5に」や「内容」や「内容」や「欄は記入」や「欄は、記入」

「(1) 異動直前の居住から勤務公署までの通勤経路及び方法」

「(1) 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、記入不要)」

「(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」

「(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」

「(異動に伴い配偶者と別居した場合、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、記入不要)」

印」や「氏名」



承 可	認	の 否
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認


本人印	受理者等印	受 理 者 等 確 認

別記第五号様式中


承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	出 勤 簿 整 理
年 月 日			

承 認 者 確 認 欄	
-------------	--

本人印	承 可	の 否
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認
	承 不	認

承 可	認	の 否
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認
承 不	承	認

別記第五号様式中

別記第五号様式中

別記第五号様式中



める。

別表第二(第二号様式)中「罫四」を「罫罫」に改める。  
別表第二(第三号様式)中「罫」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第八号

岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員退職手当条例施行規則(昭和三十八年岐阜県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中、「~~ハ~~改及び印」を「及び改」に改める。

別記第一号様式の三裏面中「~~罫~~」及び「~~罫~~」を削る。

別記第一号様式の四裏面中「~~罫~~」及び「~~罫~~」を削る。

別記第一号様式の五表面中「~~罫~~」を削り、同様式裏面中「~~罫~~」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第九号

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則(昭和六十年岐阜県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「~~罫~~」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成四年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「~~罫~~」を削り、

承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	庄 勤 務 認 印
年 月 日			

を

認 認 者	承 認 者	所 属 長	所 属 取

に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「~~罫~~」を削る。

別記第四号様式中「~~罫~~」を削り、



承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	出 勤 簿 整 理
年 月 日			

を

確 認 欄	承 認 者	所 属 長
-------	-------	-------

に改める。

承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	出 勤 簿 整 理
年 月 日			

を

承 認 者 確 認 欄	
-------------	--

に改め、同様式裏面中

請 求 者 認 印	承 認 者 認 印	所 属 長 認 印	取 扱 者 認 印	出 勤 簿 整 理	備 考

を

所 属 長 確 認	出 勤 簿 整 理	備 考


附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐 阜 県 人 事 委 員 会 聴 聞 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。  
令 和 三 年 三 月 二 十 五 日

岐 阜 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 廣 瀬 英 二

岐 阜 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 一 号

岐 阜 県 人 事 委 員 会 聴 聞 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

岐 阜 県 人 事 委 員 会 聴 聞 規 則 ( 平 成 七 年 岐 阜 県 人 事 委 員 会 規 則 第 一 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 十 一 条 第 一 項 中 「 聴 聞 調 査 」 を 「 調 査 」 に 改 め 、 「 し 、 こ れ に 記 名 押 印 」 を 削 り 、 同 条 第 三 項 中 「 し 、 記 名 押 印 」 を 削 る 。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成十二年岐阜県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の各号」及び「記名押印して」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県職員の新任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員の新任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の新任用に関する条例施行規則（平成十三年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削り、

「1 「職務の級（号給）」の欄の号給は、退職時のみ記入する。

2 「職務内容」の欄には、再任用時（任期更新後）の当該職員の職務内容を記入する。

3 「再任用（更新）事由」の欄には、再任用及び任期の更新を行う事情その他の理由を記入する。」

「1 「生年月日（年齢）」の欄の年齢は、再任用及び任期の更新を行う日における年齢を記入する。」

2 「職務の級（号給）」の欄の号給は、退職時のみ記入する。」

3 「職務内容」の欄には、再任用時（任期更新後）の当該職員の職務内容及び勤務形態を記入する。」

4 「再任用（更新）事由」の欄には、再任用及び任期の更新を行う事情その他の理由を記入する。」

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県公益的法人等への職員の新任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県公益的法人等への職員の新任用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公益的法人等への職員の新任用に関する条例施行規則（平成十四年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「印」を「中令職務」に改める。

改め、同様式備考第六号中「印」を「中令職務」に改める。

別記第二号様式中「印」を「中令職務」に改める。

附則



岐阜県人事委員会規則第十七号

岐阜県職員との配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**印**」を「**印**」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

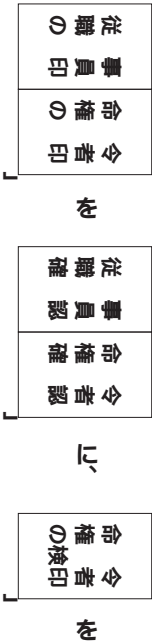
岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和二年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「押印する」を「確認し、当該時間外勤務等命令簿又は宿日直勤務命令簿にその旨を示す」に改める。

別記第一号様式中



「**印**」を「**印**」に改める。

別記第二号様式中



「**印**」を「**印**」に改める。

別記第三号様式中



「**印**」を「**印**」に改める。

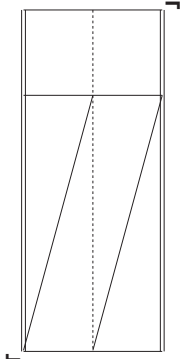
別記第五号様式表面中

取扱者印	支給月	給印を付す月
1	2	3 4 5 6
7	8 9	10 11 12
1	2	3 4 5 6
7	8 9	10 11 12
1	2	3 4 5 6
7	8 9	10 11 12
1	2	3 4 5 6
7	8 9	10 11 12

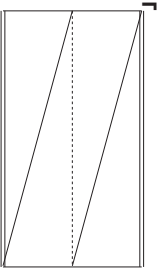
を

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12
1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

支 給 月 (支給月に 印を付す) (毎月の場合は省略可)	
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12



を



を

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

を

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

を、同様式裏面中

取 扱 者 認 印 (支給月に 印を付す) (毎月の場合は省略可)	
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12

を

支 給 月 (支給月に 印を付す) (毎月の場合は省略可)	
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12
1	2 3 4 5 6
7	8 9 10 11 12

を

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

を

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

を 「氏名

印」を「氏名

」を

を

」を

取扱者 認 印	備 考

備 考

を。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合にも

いては、改正後の岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

令和三年三月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社